

6 地方分権改革・地方税財源の充実強化

(3) 市町の財政基盤の強化

国への提案事項

1 喫緊の財政需要に対する財政措置

- 市町における人口減少対策や、少子高齢化に対応したまちづくりをより一層進めることができるよう、地方交付税の個別算定経費である地方創生推進費等により、所要額を引き続き措置するほか、必要な国庫補助金等や有利な地方債措置により、確実な財源措置を行うこと。

公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などの取組に活用できる公共施設等適正管理推進事業債については、令和8年度までとされている期限の延長を行うこと。

2 条件不利地域を有する市町への財政措置

- 本県では、全国に先駆けて市町村合併を進め、合併後のまちづくりに取り組んできたが、県内には、条件不利地域を有する市町が多く、厳しい財政運営を強いられている。

これらの地域において、総合戦略に基づく地域の特色や地域資源を生かした各種施策を着実に実施していくため、必要となる中長期的な財政措置を、引き続き、確実に講じること。

特に、地方交付税算定における条件不利地域への割増や、ソフト分を含めた過疎対策事業債の必要額を確実に措置すること。

【提案先省庁：総務省】

1 喫緊の財政需要に対する財政措置

2 条件不利地域を有する市町への財政措置

現状／施策の背景・経緯

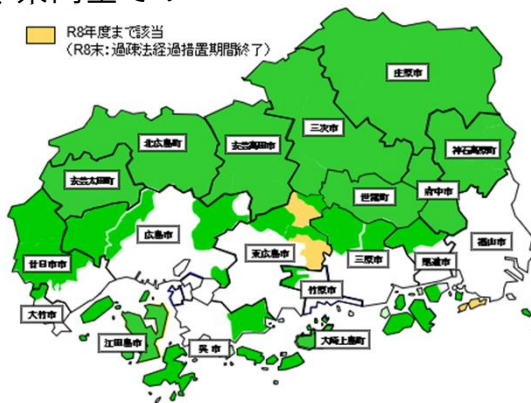
1 喫緊の財政需要に対する財政措置

令和2年の国勢調査において、県内人口は平成27年度と比べ1.5%減少となっているが、中山間地域や島しょ部では、5%以上減少している市町が15団体、うち4市町は10%以上減少しており、各市町においては、人口減少対策等、地方創生に資する取組を重点的に行っているところである。

2 条件不利地域を有する市町への財政措置

本県は「平成の大合併」による市町村数減少率が73.3%（全国2位）であり、合併市町においては、更なる行財政の効率化に取り組むとともに、建設計画事業を推進してきた。

令和7年度までで、県内全ての合併建設計画期間(20年)が終了したが、引き続き、県内には条件不利地域を有する市町が多く、総合戦略に基づくまちづくりを着実に推進する必要がある。



6 地方分権改革・地方税財源の充実強化 (3) 市町の財政基盤の強化

課題

- 市町においては、人口減少や少子高齢化が進展する中、地方創生に関する総合戦略への対応や中山間地域の活性化、公共施設等総合管理計画の着実な実施、防災・減災対策など、山積する課題に取り組んでいる。
- これらの課題に対しては、公共施設等適正管理推進事業債の拡充、緊急防災・減災事業債の期限延長などの配慮をいただいているが、こうした取組みは中長期的な視点に立って推進する必要があるとともに、自主的・主体的な地方創生への取組等に係る経費の増加は避けられないことから、引き続き、安定的な財政措置が必要となっている。
- とりわけ、条件不利地域を有する市町は税源が乏しく、厳しい財政運営が続いている。

地方債計画額(関係する事業債) (億円)

項目	令和8年度	令和7年度
公共施設等適正管理事業	4,500	4,500
過疎対策事業	6,100	5,900